

平成18年度 財団法人尾瀬保護財団事業計画
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1 実施方針

尾瀬の自然環境及び利用の現況並びに財団のこれまでの取り組み経緯等を踏まえ、今後の尾瀬のあるべき姿を展望しながら、尾瀬関係者との緊密な連携の下に、次に掲げる事項を重点目標として、尾瀬の自然環境の保全とその適正利用を推進する。

【重点目標】

- (1) 尾瀬の今後のあり方の検討
- (2) 尾瀬の自然に対する理解の促進及び尾瀬を通じた環境教育の推進
- (3) 平日利用及び分散利用による快適利用の促進
- (4) 植生の復元及び自然環境の保全
- (5) 利用施設の適切な維持管理と的確な情報提供
- (6) 利用者の安全・安心の確保
- (7) 尾瀬に関わる地域、関係機関・団体等との連携強化
- (8) 財団に対する支援の拡大

2 事業計画

(1) 利用者啓発事業

尾瀬の適正利用を進めるため、利用者に対し、尾瀬にふさわしい利用マナーの啓発を行うとともに、繊細で貴重な尾瀬の自然について理解を深めるための自然解説等を行う。

入山者啓発事業

ア 入山口啓発

尾瀬の環境美化や利用者マナーの向上を図るため、主要入山口（鳩待峠口・沼山峠口・大清水口）において、尾瀬ボランティアの協力の下に、入山マナーの啓発、利用案内などを行うとともに、関係自治体や山小屋組合等と連携しながら、ゴミの持ち帰り運動等を実施する。

イ 尾瀬ボランティアの活動支援

主要入山口での啓発活動、スポット解説（お話しボランティア）や植生復元など、尾瀬ボランティアの活動の充実強化を図るため、活動の調整や拠点の整備を行うとともに、尾瀬ボランティアの資質向上を目的とした現地研修会等を開催する。

ウ ガイド利用の普及促進

入山マナーの向上、自然体験の充実、安全確保等を図るため、ガイド利用の普及促進を図る。

(ア) 尾瀬ガイドネットワーク事業

尾瀬にふさわしいガイド事業者の育成・レベル向上を図るため、平成16年発足の「尾瀬ガイドネットワーク」会員を対象に、相互の連携強化や課題解決、ガイド技術の向上などに関する研修会等を開催する。

(1) 尾瀬自然解説ガイド

ガイド利用の普及を図るため、ガイド利用の魅力、有用性等が広く入山者に認識されるよう、尾瀬ボランティアを母体に養成した「尾瀬自然解説ガイド」によるガイドを尾瀬ヶ原地区及び尾瀬沼地区で実施する。

自然解説事業

ア 自然解説事業

適正利用の啓発とともに、利用者が尾瀬の自然の大切さについて認識を深めることを目的として、尾瀬沼及び尾瀬山の鼻の両ビジターセンターの職員等により、自然解説活動を実施する。

イ ネイチャースクールの開催

尾瀬の快適な利用と地域と一体化したエコツアーの定着を図るため、地元自治体等と連携して、尾瀬とその周辺地域を含めた地域を催行エリアとした、ネイチャースクールをモデル的に開催する（9回目）。

ネイチャースクール2006 in 片品・尾瀬 7～8月頃 片品村と尾瀬

指導者養成事業

ア 指導者の養成

職員の資質向上により財団活動の充実を図るため、職員を各種研修会に派遣するとともに、現地視察等を行い、指導者として養成する。

イ 導入研修（新規採用職員等研修）

円滑な業務運営を図るため、新規職員を対象に、財団職員としての心構え、国立公園制度、財団業務概要及び接客応対などを内容とした研修を実施する。

ウ 救急救命研修

高齢の入山者が目立つ中で、入山者の健康・安全に寄与するため、ビジターセンター職員を対象に低体温症対処、体外式除細動器（AED）操作訓練等を内容とする救急救命研修を実施する。

啓発PR事業

ア 機関紙の発行

自然情報、財団の活動状況、その他尾瀬に関する幅広い情報を広く関係者等に提供するため、機関紙「尾瀬通信（仮称）」を発行する。

イ 「わたしの尾瀬」フォトコンテスト、写真展等の開催

尾瀬の魅力を広く一般に伝えるため、福島、前橋、新潟の各NHK放送局等と共にフォトコンテストを実施するとともに、その入選作品の写真展を三県を中心に開催する。

また、尾瀬の自然や財団活動に対する一般の理解を深めるため、「第8回尾瀬フォーラム」を開催する。

ウ 啓発リーフレット等の作成・配布

平日利用や分散利用の推進、マナー向上を図るため、尾瀬地域の交通対策、トレッキングガイド、セルフガイド等のリーフレットを作成し、入山者等に配布する。

エ ホームページの管理運営

適正利用を推進するとともに、財団運営の透明性を確保するため、尾瀬に関するタイムリーな情報や財団の組織・財務情報をホームページに掲載する。

(2) 環境保全事業

植生復元事業

尾瀬地域内の荒廃湿原等の植生を復元・保全するため、尾瀬ヶ原地区や沼尻地区などの植生荒廃地について、環境省、福島県及び群馬県から受託し、復元作業等を実施する。

至仏山保全対策

至仏山の植生や登山道の荒廃に早急に対応するため、至仏山保全緊急対策会議において、対策事業について検討するとともに、至仏山の植生環境の基礎データを収集するための気象観測業務を群馬県から受託し実施する。

山ノ鼻地区気象観測

山ノ鼻地区の気象を観測し、データを整理する。

(3) 施設管理事業

公園利用施設の快適かつ適正・安全な利用を図るため、環境省、群馬県等から委託を受け、同施設の維持管理等を行うとともに、災害時等の非常事態が生じた際に入山者に対し適時・的確な情報提供を行う。

施設維持管理事業

ア ビジターセンターの管理運営

(ア) 尾瀬沼ビジターセンター等管理運営（環境省委託）

(イ) 尾瀬山の鼻ビジターセンター管理運営（群馬県委託）

イ 公衆トイレの維持管理

(ア) 山の鼻公衆トイレ管理（群馬県委託）

(イ) 竜宮公衆トイレ管理（群馬県委託）

(ウ) 尾瀬沼集団施設地区公衆便所（尾瀬沼地区運営協議会委託）

利用対策事業

利用者の安全を確保するため、風水害等による通行止めなどの情報について、必要に応じて案内板や、安全ルートへの誘導サインを掲出する。

(4) 調査研究事業

国立公園利用適正化推進事業

貴重で繊細な尾瀬の自然環境を将来にわたり保全していくため、依然として、特定の時期や場所に入山が集中している尾瀬の利用の現状を踏まえ、利用の適正化を図る手法等について検討を行うとともに、入山者の安全で快適な利用の確保方策について調査研究を行う。

また、植生の荒廃対策、野生生物との共存、環境教育など新たな対応が求められているため、今後の尾瀬のあり方について検討を行う。

ア 快適利用への誘導

混雑状況、開花状況等の情報の適時提供、グループの適正人数の提示、ガイド利用の推奨等を行いながら、それらの有効性について実験・実証する。

また、尾瀬へのツアー業者、尾瀬関係刊行物の出版社等を対象に平日利用や分散利用等を呼びかける尾瀬ガイドンスを東京、大阪等で開催する。

さらに、案内板等のサインについて、分かりやすく、かつ的確な情報を提供するものとなるよう検討を加え、新たなサイン計画を策定する。

イ 利用者の安全確保

ツキノワグマからの危険を回避するため、その生息状況を調査するとともに、山ノ鼻地区及びヨシッ堀田代地区での有効な回避対策を実施する。

また、入山者の遭難・負傷事故への対応態勢の改善を図るため、地元関係機関等と連携してその検討・検証を行う。

ウ 尾瀬の今後のあり方の検討

特定の時期・場所への利用集中に加え、登山道の荒廃、シカの食害、ツキノワグマ対策、エコツアーの導入・展開などの新たな課題について総合的に対応していくため、尾瀬関係者による「尾瀬の保護と利用のあり方検討会（仮称）」を設置して、周辺地域を含めた今後の尾瀬の保護と利用のあり方について検討を行う。

(5) 顕彰事業

湿原に関する学術研究を奨励するため、若手研究者から論文を募り、優れた業績を挙げた者に対し「第10回尾瀬賞」を授与する。

(6) 友の会事業

財団活動に関して、広く意見や要望を聞くとともに、幅広く支援を求めため、広く加入を呼びかけ、会員を募る。

(7) 財団の運営

理事会、評議員会の開催

事業計画、予算、その他重要事項等について、審議を行うため、通常理事会、評議員会を6月と3月に開催する。

尾瀬サミットの開催

財団役員をはじめ尾瀬関係者が一堂に会し、尾瀬に関する問題等について、自由に話し合うため、「尾瀬サミット2006」を開催する。

開催時期：8月下旬 開催場所：尾瀬沼東岸

企画運営委員会の開催

財団が取り組むべき各種事業について検討するため、財団関係者により、企画運営委員会を開催する。

尾瀬地域関係者連絡会議の開催

尾瀬関係者が情報を共有し、緊密な連携の下で公園事業等の円滑な推進を図るため、環境省、3県1市2村、東京電力、山小屋組合等を構成員とする連絡会議を開催する。

寄付金の募集

公益事業の充実と財務基盤を強化を図るため、特定公益増進法人の認定制度を活用し、財団への寄付を募る。

(8) 物品の販売（特別会計）

自然環境保全意識を醸成するとともに、活動財源を確保するため、尾瀬の自然や、安全かつ適正な利用に資するガイドブックなどの書籍・地図、フォトカレンダー等を購入、作製して販売を行う。

(9) その他

尾瀬カードの募集

財団の活動財源を安定的に確保するため、信販会社と提携して「尾瀬カード」を引き続き発行する。